

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 3 6 号

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例

川越市学童保育室条例（昭和４９年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（開室時間）

第３条 保育室の開室時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 次号に掲げる日以外の日 小学校の授業の終了後から午後７時まで
- (2) 小学校の休業日 午前７時３０分から午後７時まで

第４条第１項中「受ける児童」の次に「（以下この項及び次項において「利用児童」という。）」を加え、「、児童」を「、利用児童」に、「８，０００円」を「１０，０００円」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、同項の保護者と同一世帯に属する利用児童が２人以上いる場合においては、利用児童のうち最年長者（該当する利用児童が２人以上の場合にあつては、そのうち１人）である児童以外のものの保育料の月額、同項に規定する額の２分の１の額とする。

附 則

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第４条第１項の改正規定及び同条中第２項を第３項とし、第１項の次に１項を加える改正規定並びに次項の規定は、令和１０年４月１日から施行する。
- ２ 保育を受ける児童の保護者が納付すべき令和１０年４月から令和１１年３月までの月分の保育料についての改正後の第４条第１項の規定の適用については、同項中「１０，０００円」とあるのは、「９，０００円」とする。